

平成28年度 第6回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年9月29日（木） 午後3時 開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第4回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第5回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第26号 宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第6 その他

議案第26号

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年9月29日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部佐良浜中学校統合協議会において、特定の事項を調査協議するための部会を置く必要があり、要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱（平成26年宮古島市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条中「委員」の次に「及び部会委員」を加え、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 協議会に、特定の事項を調査協議させるため必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会委員になるには、協議会の承認を得なければならない。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会における協議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

子どもサポート教室 運営要項（案）

宮古島市教育委員会

1 目的

貧困等が要因で不登校及び登校しぶり等（あそび非行、怠学等）で学校や教室に入らない児童・生徒の校外の居場所（教室）を設置。キャリア教育を視点とした指導プログラムにより、勤労意欲や職業観を身につけ、地域の一員として自己肯定感を高めることを目的とする。

2 名称及び設置場所

宮古島市子どもサポート教室「ぬくもり教室」と称する。

〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根199番地

3 入室対象児童生徒

貧困等が要因で不登校及び登校しぶり等（あそび非行、怠学等）で学校や教室に入らない児童・生徒で、子どもサポート教室の活動に参加を希望する者とする。

4 入室基準

- (1) 登校しない、授業等に参加しない児童生徒。
- (2) 問題行動→指導を繰り返す児童生徒。
- (3) 登校せず校外で徘徊している児童生徒。
- (4) 学校嫌いを訴え登校しない児童生徒。
- (5) その他、学校や保護者の要請によりサポート教室の活動を希望する児童生徒。

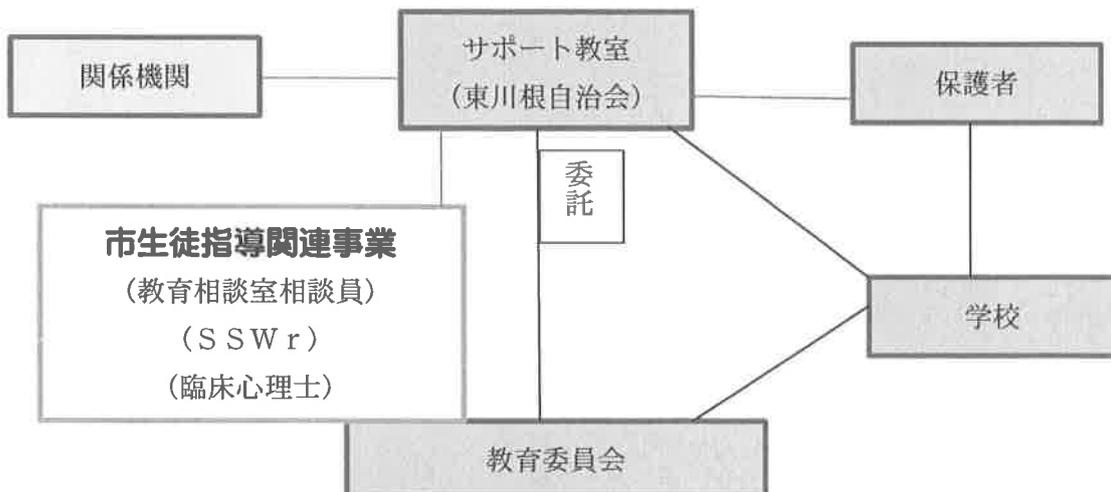
5 入室児童生徒数

1～10名程度とする。

6 支援体制

入室児童生徒の支援活動はサポート教室長1名が主となり、支援員1～3名が学校、市生徒指導関連事業と連携し、自治体及び関係機関の協力による支援体制を構築する。

7 運営組織図



8 開室日時

年間を通して開設し日時については次の通りとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの5日間とする。(必要に応じて土・日開設)
- (2) 開設時間は8時30分から4時00分までとする。
- (3) 長期休業日等の取扱いは市立小中学校に準ずる。

9 業務内容について

子どもサポート教室の支援者は、学校教育課長及び指導主事の指示に従い、概ね以下の活動を行う。

- (1) 登校支援（登校することができない児童生徒に対して学校長及び生徒指導主任等と連携をとり家庭へ出向き登校支援を行う）
- (2) 校外における体験活動、職場体験活動等の支援。
- (3) 家庭・地域・関係機関・企業や事業所・団体等の協力依頼と連携した支援。
- (4) 体験活動と関連させた学習支援、相談活動（話し相手、長所の引き出し）
- (5) 地域人材資源の継続的活用（卒業後も対象児童生徒の支援者として影響力を持つ人材発掘）
- (6) 学校・学級との連携（生徒指導委員会等への参加、学校復帰に向けた支援）
- (7) 支援員としての資質向上を図るための関係機関との情報交換会及び各種研修会への参加。
- (8) 課題を抱える児童生徒に対して、学校と連携して体験活動を実践する。
- (9) その他（学校教育課長が指示する業務等）

10 活動の記録と報告

- (1) 支援員は業務日誌に活動内容を記録し、毎月末日までに学校教育課長へ報告する。

11 支援員の留意事項

支援員は次あげる事項を遵守しなければならない。

(1) 人権の尊重

支援員はその任務の遂行にあたって対象児童生徒の基本的な人権を尊重し、人権を傷つけたり、権利を侵してはならない。

(2) 配慮と制限

支援員は支援活動を行うときは、対象児童生徒の心身の状態や活動環境に十分配慮し、支援活動の範囲を超えた介入をしてはならない。

(3) 守秘義務

支援員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

1.2 支援における基本的な考え方

サポート教室においては児童・生徒一人ひとりに寄り添い、個々のよさや可能性を引き出す開発的な支援を行い、自分で考え、決断し、実践する能力や個性の伸長を図りながら、人と関わる力や社会に貢献する力を育て、地域の一員として自立する子どもをめざす。

支援活動のあらゆる場面で以下の生徒指導の3つの機能を重視した支援活動を行う。

一つ、自己存在感を与える

自己存在感とは、自分は価値ある存在であるということを実感することである。そのためには、子ども一人ひとりをかけがえのない存在としてとらえ、その独自性や個性を大切にしたい支援を大切にする。

二つ、共感的な人間関係を育成する

共感的な人間関係とは、人間として無条件に尊重し合う態度であり、ありのままに自分を語り、理解し合う人間関係である。そのためには、支援者と子どもが「指導する人とされる人」という関係ではなく、「人と人」という関係をつくりだすことを大切にする。それは子どもどうしの関係でも同様である。

三つ、自己決定の場を与える

自己決定とは、「自分で考え、決めて実行する」ことであり、他者の主体性も考慮しながら、自分の行動を決めることが大切である。また、「自己決定の場を与える」ということは、支援者の指導のもと、選択の幅を示し、生徒が責任のとれる範囲内で選択させることが大切である。

生徒指導の三機能が生きている子どもの姿



地域連携型支援体制

地域の一員として自立する子ども

